

## 令和3年第11回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年11月24日（水）午前9時55分から10時30分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	4番	小川 進
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

5番 北村 栄治

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 非農地証明願について

第3 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の諮問について

第5 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 宮岡 秀学

書記 小笠原 豊

7. 会 議

ただいまより令和3年第11回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、2番信高昭男

委員、3番宮川利重委員のご兩名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第20号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第20号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■外2筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、11月10日に担当委員の宮川委員と事務局小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は昭和50年ごろから耕作しておらず、現在は山林化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく願います。

〔議長〕

それでは、議案第20号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第20号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第21号を議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第21号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■で申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目も畑となっております、合計面積は591㎡です。譲渡人、譲受人は1ページ目記載のとおりとなっております。

11月10日に譲受人立会いのもと、担当委員の宮川委員と小笠原で現地を確認して参りました。

23ページ農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断について

ご説明いたします。

まず1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、18ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は13ページにもありますとおり、申請農地を含めまして4,082㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地は譲受人の自宅のすぐ近くにあり、農地等の管理等も行っていることから周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えます。現地調査については、11月10日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

それでは、議案第21号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重委員。

[宮川委員]

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は既に申請地周辺の農地を管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

[議長]

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

[原委員]

1番原です。P12(3)農作業に農作業に従事するものの欄で農作業歴2年50年とありますがこれは不備でしょうか。

[事務局書記]

申し訳ありません不備です。修正をお願いいたします。

[議長]

他にありませんでしょうか、ないようですので、採決をいたします。議案第 21 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第 4、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は 24 ページからになります。今回の利用権設定ですが、再設定が 1 件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件についてご説明いたします。

まず、第 1 号の基本構想との合致ですが、当案件は継続的に農業経営を行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第 2 号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第 3 号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。第 4 号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程をよろしく願いいたします。

[議長]

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

続きまして、日程第 5 の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対

する意見について議題といたします。事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、議案につきまして、資料については本日お渡ししております資料となります。農業関連法案の改正に基づき、基本構想の変更を行うため、大豊町長から意見を求められております。変更内容について説明させていただきます。まず、農業構造改善の目標において、認定農業者の育成、(株)大豊ゆとりファームを中心とした受委託による農業の維持及び発展、今後の女性農業者の確保についての目標を記載しました。また、大豊町における一経営体あたりの年間農業所得の目標を 350 万円程度からおおむね 400 万円に変更しました。農業経営の基盤強化に向けた取組のうち、地域特性を生かした農業振興の項目に、夏秋野菜(ミニトマト、甘とう、シシトウ、及び雨除けピーマン類)の具体的品目を記載。第 2 において第 1 において年間農業所得の目標をおおむね 400 万円に変更したことを受け、大豊町において年間農業所得の目標を達成できるモデルに変更。雨除けシシトウ、ぜんまい、ウド、雨除けピーマン、施設ユリ類、雨除け赤ピーマン、施設型花卉を削除。新たに甘とう、慣行ショウガを追加しました。

第 2 の 2 においては第 2 における個別経営体のモデルとほぼ同内容の変更を行った。一部、第 2 と異なる変更点として、ミニトマトの経営規模は 12a、雨除け甘とうは 5.5t としました。第 3 としては効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項について、概況を追加。農業経営基盤強化の促進に関する基本方針第 4 の項目名を修正しました。第 4 においては農地利用集積円滑化事業、円滑化団体の記載を削除。その他、県の基本方針の変更に伴い文言を修正しました。第 5 においては法改正により削除しました。以上です。

[議長]

先ほど事務局から説明のありましたことについて、意見のある方は挙手をお願いします。

[上池委員]

9 番上池です。概ね 400 万に変更した目的は、何かに対応するため、それとも生産性を上げるための 400 万でしょうか。

[事務局書記]

この概ね 400 万は県の方針による 400 万で、大豊町でおおむね 400 万を達成することができる品目として今回の品目を上げています。

[小笠原章仁委員]

この 400 万は経営体としては厳しい。嶺北の他の町村でも 400 万でしょうか。

[事務局書記]

はい、そうです。

[小笠原章仁委員]

例えばミニトマトのみで 400 万を達成するのは厳しいのではないか。

[事務局書記]

このモデルは大豊町で実際に営農するとしたら、400 万達成するにはこのモデル、ということで普及所の担当所と一緒に作成いたしました。

実際に、大豊町の認定農業者で ■さんや ■さんは将来 400 万を達成することが見込まれています。

[議長]

他にありませんでしょうか。それでは日程第 5 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、原案どおり異議のない旨の回答をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

[議長]

全員挙手ですので、原案どおり異議のない旨の回答をすることに決定いたします。次に、日程第 6 その他の件について、事務局より説明を願います。

[事務局書記]

・ 12 月の農業委員会総会の日程について (12 月 22 日水曜日第一会議室午前 10 時からを予定)

・ 全員研修の日程について

・ 12 月議案の非農地(■)について、追加議案で行うことへの了承

[議長]

その他、何かございませんか。それでは以上をもちまして、令和 3 年第 11 回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

署名委員 2 番

\_\_\_\_\_

署名委員 3 番

\_\_\_\_\_